

## 【概要】

令和7年7月23日に開催された「令和7年度第1回地域公共交通活性化協議会」において、道路運送法第9条第4項に基づく協議会の開催を要しない場合の目安について承認された。

国土交通省から示された参考資料のとおり、今後軽微な事案については必ずしも当会議を開催する必要はないが、その旨「由布市公共交通運賃協議会設置要綱」に記載することが望ましいとされている。

については、以下のとおり第2条第2項を追加する（赤字部分）形で「由布市公共交通運賃協議会設置要綱」を変更したい。

## 記

### 由布市公共交通運賃協議会設置要綱（改正案）

令和6年1月31日  
由布市告示第10号

#### （設置）

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項の規定に基づき、由布市公共交通運賃協議会（以下「運賃協議会」という。）を設置する。

#### （協議事項）

第2条 運賃協議会は、一般乗合旅客運送の運賃及び料金に関する事項を協議するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事案については、軽微事項として協議会の開催は不要とし委員へ報告し対応する。

（1） 均一制運賃を適用する路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合（競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。）でも、運賃額に変更がない場合

（2） 工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合

（3） 毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合（初回実施時は除く。）

（4） 新たな決済手段を追加する場合

#### （運賃協議会の構成）

第3条 運賃協議会は、次に掲げる委員又は組織を代表する委員をもって構成す

る。

- (1) 副市長
  - (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
  - (3) 国土交通省九州運輸局大分運輸支局
  - (4) 関係住民の意見を代表する者として市長が指名する者
- 2 委員の任期は、毎年4月1日を始期とし、翌年3月31日を終期とする。ただし、任期の始期において新任の委員が選任されない場合は、任期の終期を新任の委員が選任されるまで延長できるものとする。

(運営)

第4条 運賃協議会に会長を置き、必要に応じて副会長を置くことができる。

- 2 会長は、前条第1項第1号に規定する者を、副会長は、委員の中から会長が指名する者をもって充てる。
- 3 会長は、運賃協議会を代表し、会務を統括するとともに、運賃協議会の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 運賃協議会は、委員の過半数の出席がなければ開会することができない。ただし、代理人の出席又は委任状の提出により出席に代えることができる。
- 6 運賃協議会の議決は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(書面による議決)

第5条 運賃協議会は、協議事項が次に掲げる事項に該当するときは、書面による議決を行うことができる。

- (1) 至急の議決が必要で、運賃協議会を開催する暇がない事項
- (2) 事前に運賃協議会において書面による議決の承認を受けている事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか会長が認める事項

(事務局)

第6条 運賃協議会の業務を処理するため、運賃協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、由布市総合政策課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運賃協議会の運営に関して必要な事項は、会長が運賃協議会に諮り定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年1月31日から施行する。

(由布市地域公共交通活性化協議会設置要綱の一部改正)

2 由布市地域公共交通活性化協議会設置要綱（令和2年告示第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、運賃、料金」を削る。